

2023年6月23日

株式会社 GENDA

代表取締役社長 申 真衣

問合せ先： IR 部 03-6281-4781

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「世界中の人々の人生をより楽しく」という Aspiration (アスピレーション：大志) を掲げています。この Aspiration 実現に向けてコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制、並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点、長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築することを基本方針としております。同時に、株主の皆様を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則のすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉村英毅・ミダスB投資事業有限責任組合	15,000,000	47.21%
片岡 尚	5,096,000	16.04%
ミダスキャピタルGファンド有限責任事業組合	4,800,000	15.11%
申 真衣	1,185,200	3.73%
合同会社シンマイ	1,033,600	3.25%
マリンフード株式会社	800,000	2.52%
株式会社グローウィング	800,000	2.52%
GP エンターテイメント投資事業有限責任組合	400,000	1.26%
Soltec Investments Pte. Ltd.	400,000	1.26%
HIRAC FUND1号投資事業有限責任組合	264,800	0.83%
支配株主(親会社を除く)名	—	

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	1月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	F	g	h	I	j	k
和田 洋一	他の会社の出身者											
野村 彩	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 洋一	○	—	上場会社元代表取締役社長であり、ゲーム業界での経営経験を活かし、当社グループの今後の事業拡大に向けた適切な意見を述べていただけるものと考え、選任いたしました。当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
野村 彩	○	—	弁護士の資格を有し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しているため、選任いたしました。当社グループとの間に特別な利害関係はなく、

			一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	1	2	0	3	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、取締役・監査役の指名及び取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るために設置しております。委員のうち「その他」に属するのは、社外監査役の3名であります。
--

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6	0	1	2	0	3	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、取締役・監査役の指名及び取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るために設置しております。委員のうち「その他」に属するのは、社外監査役の3名であります。
--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室長が主催して、四半期に一度意見交換の場を設けることとしております。会計監査人、監査役、内部監査室よりそれぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果についての報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井畑 啓一	他の会社の出身者													
板垣 浩二	公認会計士													
松原 由佳	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井畑 啓一	○	—	アミューズメント施設運営企業での経理管理本部長、広報 IR 室長の

			経験を有し、アミューズメント業界に関する豊富な知見を有しているため選任いたしました。当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
板垣 浩二	○	—	公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な知見を有しているため選任いたしました。当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
松原 由佳	○	—	弁護士の資格を有し、企業経営及び企業法務に関する豊富な知見を有しているため選任いたしました。当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、監査役、従業員、子会社
-----------------	-------------------------

	の取締役、子会社の従業員、その他
--	------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者に対して、業績向上に対する意欲や士気向上、及び優秀な人材の確保のため、ストックオプション制度を導入しております。当社のストックオプションは、入社時の役割期待や当社グループへの貢献度合いに応じて付与するものとしております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内で決定しております。当社は役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、任意の「指名・報酬諮問委員会」を2022年2月に設置しております。2023年1月期の取締役に対する報酬及び2024年1月期の取締役を選任した指名・報酬諮問委員会は2023年2月に開催され、企業規模や相場、絶対額を考慮しながら会社業績及び各個人の業務評価等を勘案し、個別報酬額を審議及び決議した後、取締役会に報告いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤の取締役、監査役並びに管理本部が、必要に応じて社外取締役及び社外監査役に情報を伝達する体制を取っております。取締役会の資料は、取締役会の事務局たる管理本部より原則として事前配布し、社外取締役並びに社外監査役の十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

毎月開催しているリスクマネジメント・コンプライアンス委員会には社外取締役1名がオブザーバーとして参加し、リスク情報の共有を行っております。内部監査室は、四半期に一度社外監査役との協議の場を設けております。

これらに加えて、管理本部・内部監査室との情報共有・協議の場が設けられることがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】
 当社が設置する各機関の状況は以下の通りです。
 (a) 取締役会
 取締役会は申 真衣(議長・代表取締役社長)、片岡 尚(代表取締役会長)、佐藤 雄三(取締

役)、渡邊 太樹 (取締役 CFO)、和田 洋一 (社外取締役)、野村 彩 (社外取締役) の計 6 名で構成されており、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務を監督する機関として、月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

監査役会は井畑 啓一 (議長・常勤監査役)、板垣 浩二 (非常勤監査役)、松原 由佳 (非常勤監査役) の計 3 名で構成されており、3 名全員が社外監査役です。監査役は取締役会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関する十分な監視機能を果たすとともに、定期的に監査役会を開催し、取締役会の職務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行うほか、全取締役から担当業務報告を受けて意見具申を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率の向上を目指しております。

(c) 会計監査人

会計監査人は三優監査法人を選任し、会計監査を委託しております。

(d) 内部監査室

他の機関から独立して内部監査室を設置し、監査を実施しております。監査結果については代表取締役に報告するとともに改善指示を各部門に周知し、そのフォローアップに努めております。

(e) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、申 真衣 (委員長・代表取締役社長)、片岡 尚 (代表取締役会長)、佐藤 雄三 (取締役)、及び内部監査室長の計 4 名で構成されております。また、野村 彩 (社外取締役) がオブザーバーとして参加しております。委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができます。委員会は、毎月 1 回定期的に開催され、当社グループの全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題について協議・決定を行っております。本委員会での協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会へ報告しております。

(f) 投資委員会

投資委員会は、申 真衣 (委員長・代表取締役社長)、片岡 尚 (代表取締役会長)、佐藤 雄三 (取締役)、渡邊 太樹 (取締役 CFO)、執行役員経営企画部長、及び必要に応じて参加するメンバーで構成されております。原則として毎月 1 回、当社グループの投資先の選定や M&A プロセスの進捗状況を共有する目的で、投資委員会を開催しております。

(g) グループ経営会議

グループ経営会議は、当社社内取締役、当社執行役員、連結子会社の代表取締役、及び必要に応じて出席する持分法適用関連会社の代表取締役で構成されており、当社代表取締役社長が委員長を務めております。原則として毎月 1 回、当社グループの経営に関する重要な事項を決定する執行の会議体として当社グループ全体の目的及び計画進捗の管理を行っております。

(h) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、申 真衣（委員長・代表取締役社長）、和田 洋一（社外取締役）、野村 彩（社外取締役）、井畑 啓一（常勤監査役）、板垣 浩二（非常勤監査役）、松原 由佳（非常勤監査役）の計6名で構成されております。取締役・監査役の指名、及び取締役の報酬等に関する手続きの客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。これは、取締役・監査役の指名及び取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的としています。

(i) 予算委員会

予算委員会は、申 真衣（委員長・代表取締役社長）、片岡 尚（代表取締役会長）、佐藤 雄三（取締役）、渡邊 太樹（取締役 CFO）、執行役員2名、及び必要に応じて参加するメンバーで構成されております。連結予算に関して、予算編成方針の審議及び決定、予算案の審議、修正予算案の審議を行う目的で予算委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。また、日常的に業務を監視する機関として、内部監査室及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	上場後は、インターネットのよる議決権の行使を可能とする予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使	今後検討すべき事項として考えております。

使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に IR 情報ページを開設し、掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家とは個別に面談する機会を設けております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に IR 情報ページを開設し、掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・取引先をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、すべてのステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の効率化を図るとともに経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値向上につながるという考えのもと、下記の内部統制システムに関する基本方針を2021年9月17日開催の取締役会において決議しております。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 2. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 3. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 4. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
 5. 内部監査室は、GENDAグループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 6. 内部監査室を情報提供先とする内部者通報制度「リスクホットライン」の利用を促進し、グループにおける法令違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 7. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、GENDAグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 1. 情報セキュリティについては、情報システム管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
 2. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
 3. 株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 4. 個人情報については、法令及び個人情報管理規程に基づき厳重に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理は、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、GENDAグループと

して一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。

2. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 3. 管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門及び子会社が行うリスク管理を横断的に支援する。
 4. 事業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 5. 内部監査室は、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
 6. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、GENDAグループのリスク管理の実施について監督する。
 7. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、グループ経営会議及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会及び監査役会において報告する。
 8. 事業部門及び管理部門は、GENDAグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役及び監査役会に報告する。
 9. 内部監査室は、GENDAグループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
1. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 2. 執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、グループ経営会議及び予算委員会で確認し、取締役会に報告する。
 3. 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
 4. 執行役員及び使用人の職務権限の行使は、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤ GENDAグループにおける業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、関係会社管理規程を通じて、子会社の遵法体制、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
 2. 当社は、GENDAグループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
 3. GENDAグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項についてはグループ経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
 4. 主管部門は、主管する子会社とその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗

い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。

5. 内部監査室は、GENDAグループの業務の適正性について監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
6. 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、GENDAグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
7. 当社は、GENDAグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門及び子会社は、関連する部門の支援の下で、これを実施する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
2. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
2. 内部監査室長は、GENDAグループにおける内部者通報制度「リスク・ホットライン」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会委員長及び内部監査室長は、GENDAグループの取締役に法令違反等の事実があると認める場合、その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告する。
3. 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、GENDAグループの取締役、執行役員及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
2. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
3. 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
4. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは反社会的勢力対応規程を制定し、以下の基本方針を定め、代表取締役はこれを社内外に宣言しております。

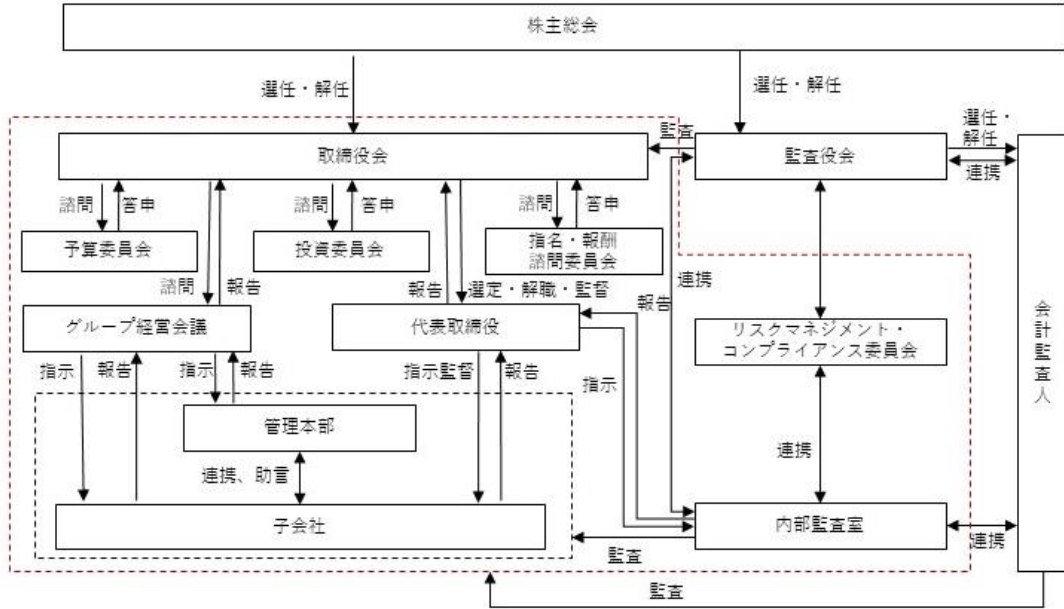
- (1) 反社会的勢力及び反市場的勢力（以下、総称して「反社会的勢力等」という。）に対しては、組織として対応を図るとともに、反社会的勢力等に対する役職員の安全を確保する。
- (2) 反社会的勢力等に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して対応する。
- (3) 反社会的勢力等との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- (5) 反社会的勢力等との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

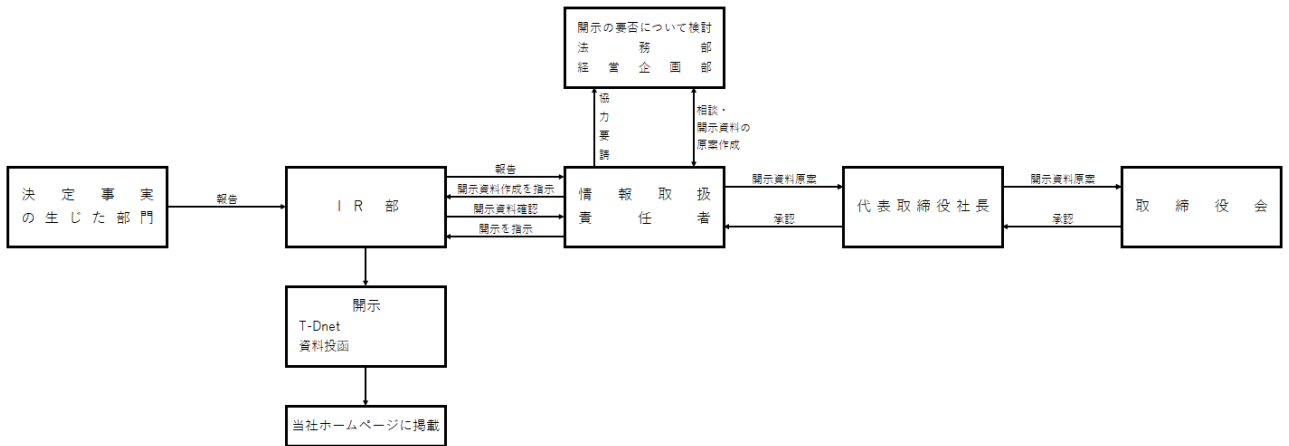
買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】

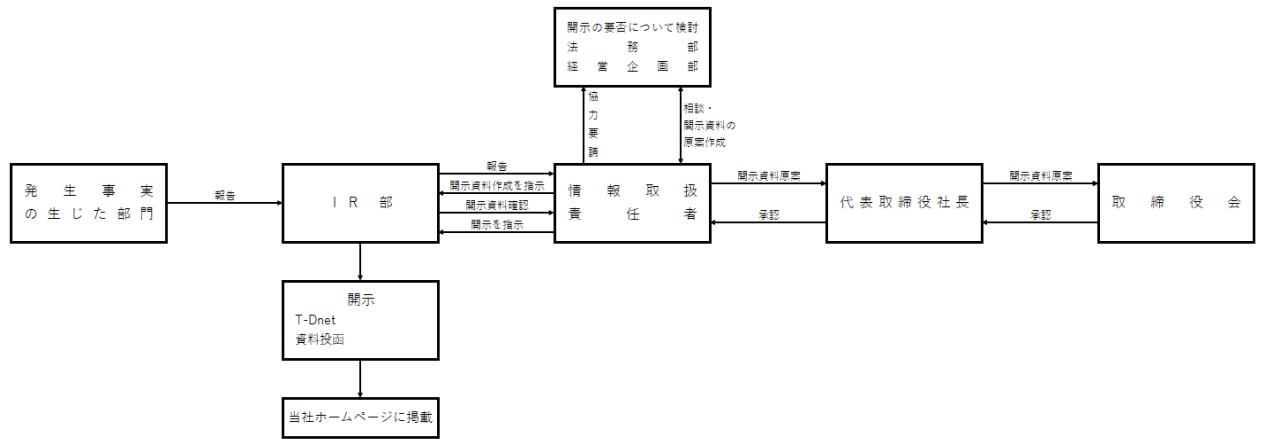


【適時開示体制の概要 (模式図)】

(決定事実に関する情報の適時開示業務フロー)

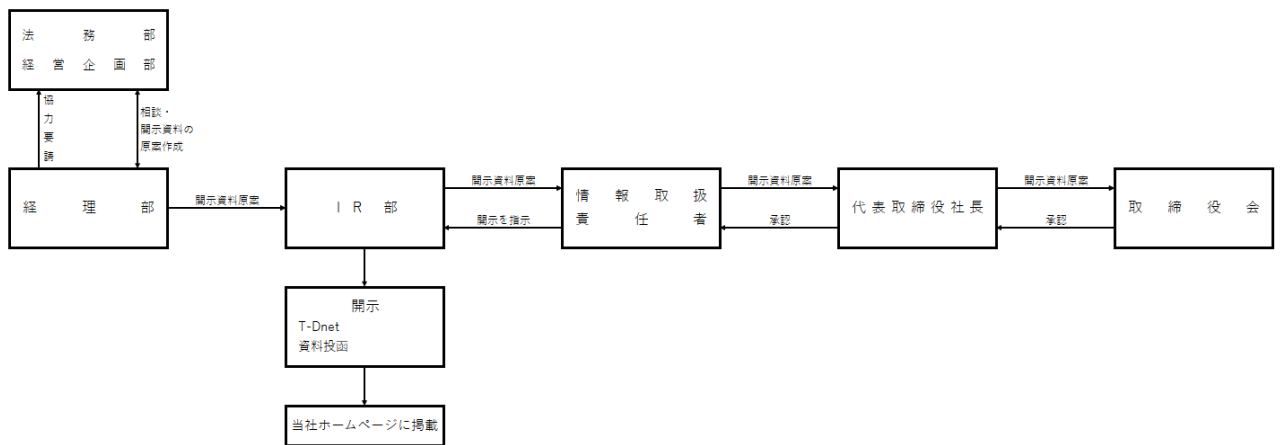


(発生事実に関する情報の適時開示業務フロー)

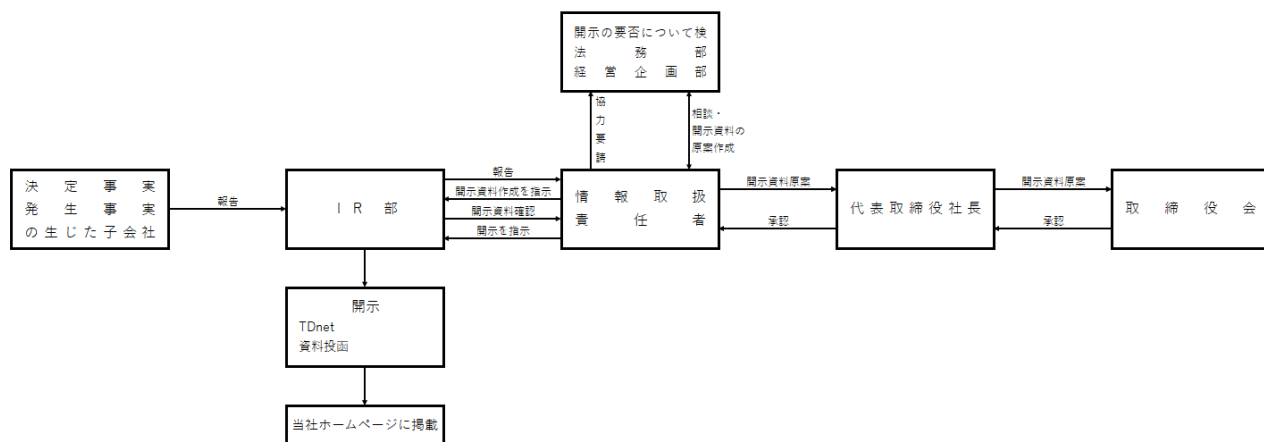


(注) 緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役社長の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付することとする。

(決算に関する情報の適時開示業務フロー)



(企業集団に関する情報の適時開示業務フロー)



以上